

住み慣れた地域で 自分らしく生活するために 「地域包括ケアシステム」の強化

介護保険制度は、社会全体で高齢者を支える制度として平成12年4月にスタートしました。人生100年時代とも言われる昨今、高齢化のさらなる進行、認知症高齢者の増加、家族を介護するために仕事をやめなければならない介護離職の問題など、ますます介護保険制度の重要性は高まっています。さらに、2025年には団塊の世代の方々が75歳を迎えることから、「地域包括ケアシステム」をより一層強化していくことが求められます。

市では、市民のみなさまが安心して住み慣れた地域で暮らしていける地域づくりを推進するため、「高齢者計画・第7期介護保険事業計画」を定め、八王子版地域包括ケアシステムの強化に向けた取組を展開していきます。

この特集号では、第7期介護保険事業計画(平成30～32年度)の取組や介護保険料及び介護保険制度の主な改正点についてお知らせします。

「地域包括ケアシステム」とは

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」を一体的・継続的に提供する体制のことです。その推進には、多様な地域の特性と地域資源を踏まえ、地域のつながりと支えあいの体制を強化していく必要があります。

第7期介護保険事業計画における主な取組

・介護人材の確保・定着・育成

良質な介護サービスを安定的に提供していくことができるよう、増大する介護需要に合わせ、介護人材の確保・定着・育成に重点的に取り組みます。

介護サービス事業所への就労を希望する方を対象とした研修や就職相談会による人材の「確保」、介護サービス事業所の職員を対象とした研修や資格取得支援による人材の「定着・育成」など、各種事業を総合的に推進していきます。

・高齢者あんしん相談センターの増設

高齢者やそのご家族の総合的な相談窓口となる「高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)」を第7期計画期間中(平成30～32年度)に新たに4か所増設し、相談体制の充実や多職種による地域での支援ネットワークづくりを推進します。

・地域密着型サービスの充実

平成30年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護を2か所、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)を計6か所、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)を3か所など、市全体でバランスの取れた施設整備を進めていきます。

「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の実現に向けた『八王子版』地域包括ケアシステム



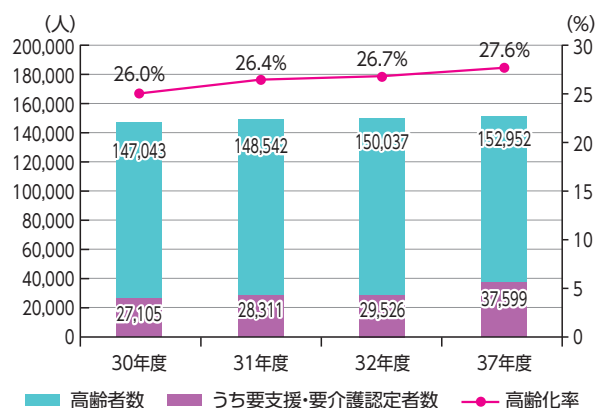
▲在宅サービスセンター長房での介護の様子

65歳以上の方の介護保険料 算定方法

◆高齢者数と要支援・要介護認定者数の見込み

本市の高齢者人口は年々増加しており、平成30年度の14万7千43人から平成32年度には15万37人、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には15万2千952人になると推計されています。また、高齢化率については平成30年度の26.0%から平成32年度には26.7%、平成37年度には27.6%になると推計されています。高齢者数の増加に伴い介護サービスを利用される要支援・要介護認定者の増加も見込まれています。(図1)

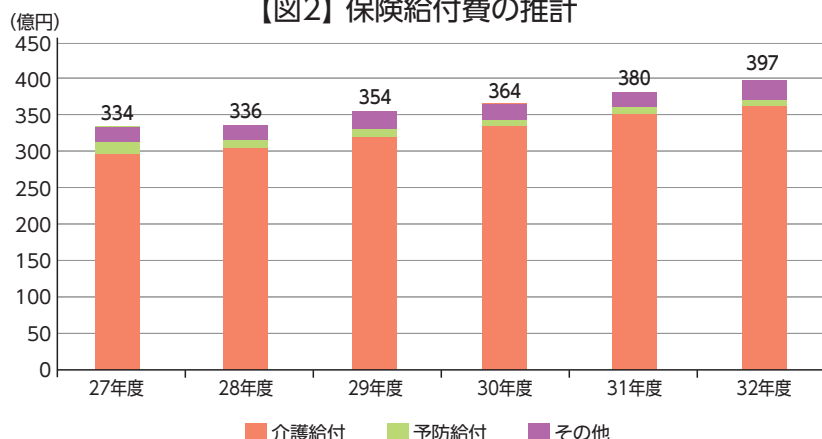
【図1】要支援・要介護認定者数等の推計



◆保険給付費の見込み

介護サービス利用者数が増加することに伴い、保険給付費は平成27年度の334億円と比較して平成30年度には30億円増加し364億円(+9%)、平成32年度には63億円増加し397億円(+19%)となる見込みです。(図2)

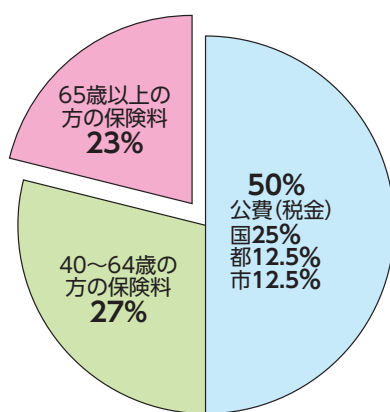
【図2】保険給付費の推計



◆介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、半分は被保険者の方々の支払う保険料で、残りの半分は国・都・市の公費でまかっています。平成30年度から32年度までの3年間に必要となる費用は約1千226億円と推計されます。このうちの23%が65歳以上の方の保険料負担となります。(図3)

【図3】介護保険の財源構成



◆65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険事業計画で見込んだ3年間の介護サービスにかかる費用などをもとに図4の計算式で算定します。

【図4】

介護保険料の基準額計算式

$$\text{基準額 (64,900円)} = \frac{\text{八王子市で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)}{\text{八王子市に住む65歳以上の方の人数}}$$

第7期介護保険料

◆保険料の所得段階設定

- ・算定された基準額(八王子市の基準額は年額64,900円)をもとに、一人ひとりの収入の差を考慮して所得段階別に保険料を決定しています(図5)。本市の所得段階は、第6期介護保険事業計画と同様に市民税課税層を細分化し、負担能力に応じた保険料の設定を行うため、14区分としています。各所得段階の保険料は平成29年度と同額です。
- ・国の基準改正により、第7段階の基準所得金額が190万円未満から200万円未満に、第8段階の基準所得金額が290万円未満から300万円未満に変更となります。

【図5】 65歳以上の方の介護保険料

保険料(平成30～32年度)				
所得段階	対象になる方		算定方法	保険料年額(円)
第1段階	本人が市民税非課税	・生活保護受給の方 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.30	19,500
第2段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超、120万円以下の方	基準額×0.50	32,400
第3段階		世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.70	45,400
第4段階		世帯に市民税課税の方がいて、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.90	58,400
第5段階		世帯に市民税課税の方がいて、第4段階に該当しない方	基準額	64,900
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	74,600
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	84,400
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.45	94,100
第9段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	基準額×1.60	103,800
第10段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.75	113,600
第11段階		合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.90	123,300
第12段階		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.15	139,500
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.40	155,700
第14段階		合計所得金額が1,500万円以上の方	基準額×2.65	172,000

※「合計所得金額」は、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年度からは、土地売却等に係る特別控除がある場合は、特例として、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。また、第1段階から第5段階については、更に年金に係る所得を引いた額を用いて算出します。

◆詳しい通知書は7月上旬に

65歳以上の方の平成30年度の保険料に関する通知書は7月上旬に個別にお送りします。決定した保険料額や納め方などの詳細は、こちらの通知書で確認してください。

問い合わせは介護保険課(☎620・7415、FAX620・7418)へ

介護保険制度の主な改正点

◆平成30年4月から

●介護医療院の創設

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び機能訓練、その他日常生活上の世話をを行うことを目的とする新たな介護保険施設です。

今後、介護医療院への転換を希望する介護療養型医療施設については、平成35年度末までに許可申請が必要となります。

●共生型サービスの創設

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を継続して利用できるようなことや、限られた福祉人材の有効活用観点から、「共生型サービス」が創設され、介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ等）の指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅サービス等の指定も受けやすくなる制度が設けられました。



◆平成30年8月から

●一定以上の所得の方の介護保険サービスの利用者負担割合が3割になります。

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、一定以上の所得の方の介護保険サービスの利用者負担割合が、3割になります。

【3割負担になる方】

①②の両方にあてはまる方

①本人の合計所得金額が220万円以上

②同一世帯内の65歳以上の方（第1号被保険者）の「年金収入とその他の合計所得金額の合計」が、本人のみの場合で340万円以上、本人を含め2人以上いる場合で463万円以上

○負担割合は個人ごとに決まるので、同じ世帯に2人以上の介護保険の利用者がいる場合、それぞれ負担割合が異なる場合があります。

○利用者の負担額には月額の上限額があり、上限額を越えた利用者負担は高額介護サービス費として後から支給されます。

○40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、一律1割負担です。

平成30年度の負担割合証（8月1日以降使用するものは、7月中旬に届くように郵送します）。

お知らせ

◆平成30年8月から

●認知症高齢者グループホームの利用者負担軽減助成を開始します。

認知症により在宅での生活が困難な低所得者の方が、家庭的な環境で共同生活を送ることができるよう認知症高齢者グループホームを対象に、利用者負担を軽減するための助成を開始します。

◆対象者

次の全てを満たす方

○被保険者本人の属する世帯の全員が市民税非課税（夫婦で世帯が異なる場合でも、配偶者が市民税非課税）

○預貯金等の合計が、単身で1千万円、夫婦合算で2千万円以下

○生活保護を受給していない

◆助成額

すでに介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の利用者が受けている、食費・居住費についての助成額を上限として、所得によって月額4万1千700円から6万6千900円を助成。

お問い合わせは、6月中旬以降にお願いします。

◆介護保険制度に関する説明会を開催します

介護保険制度のしくみや利用可能なサービスなどをお知らせするため、「はちおうじの介護保険」パンフレットを発行しました。市役所1階高齢者福祉課、介護保険課、各事務所、高齢者あんしん相談センターで配布しています。

また、「高齢者計画・第7期介護保険事業計画」を策定したことから、本市の主な取組や介護保険制度に関する説明会を市内2か所で開催します。費用は無料、事前申し込みも不要です。直接会場へお越しください。

期 日	時 間	会 場
5月23日(水)	午後2時から 午後3時まで	生涯学習センター 視聴覚室
5月25日(金)	午後2時から 午後3時まで	生涯学習センター 南大沢分館視聴覚室

お問い合わせ

介護保険全般に関すること

介護保険課 ☎620・7442、FAX620・7418へ

第7期介護保険事業計画に関すること

高齢者いきいき課 ☎620・7243、FAX623・6120へ